在宅難病患者コミュニケーション支援機器の貸出のご案内

長野県では、患者さんのコミュニケーション支援機器の購入前のお試しや支援者の皆さんの研修会等での活用を目的に、意思伝達装置等のコミュニケーション支援機器を貸し出します。

1 貸出の対象となる方　いずれかに該当する方です。

① 長野県にお住まいの指定難病受給者証をお持ちの患者さんの在宅療養に携わっている医療機関や訪問看護ステーションの訪問スタッフの方

② 機器の使い方を目的とした研修を主催する方

2 貸出機器　・レッツチャット　・ボイスキャリーペチャラ　・スイッチ等

※現在、伝の心等の一部の機器の貸出を休止しています。

3 貸出期間　１か月（研修に使用する場合は１週間）

4 費　　用　無料。ただし、故意又は重大な過失により機器を破損させた場合は、その補修費用の一部又は全部を負担していただく場合があります。

5 申込みにあたって

- まずは、地域の保健福祉事務所又は長野県難病相談支援センター(以下、「センター」といいます。)へお電話ください。
- 長野県ホームページより、申請書、患者の同意書(研修を主催する場合は不要)、研修に使用する場合は研修実施計画書をダウンロードし、必要事項をご記入後、センターに申し込んでください。センターより、貸出期間、受渡し等についてお電話を差し上げます。
- 患者に適した機器の選択や機器の使用方法は、長野県立総合リハビリテーションセンターで相談が可能です。
- 機器の受け渡しは、地域によって郵送で対応いたします。

6 問合せ窓口

- 貸出の流れなど事業については、各保健福祉事務所へお気軽にお電話ください。

佐久保健福祉事務所　0267-63-3164	木曽保健福祉事務所　0264-25-2233
上田保健福祉事務所　0268-25-7149	松本保健福祉事務所　0263-40-1938
諏訪保健福祉事務所　0266-57-2927	大町保健福祉事務所　0261-23-6529
伊那保健福祉事務所　0265-76-6837	長野保健福祉事務所　026-225-9039
飯田保健福祉事務所　0265-53-0444	北信保健福祉事務所　0269-62-6104

- 機器の調整・使用方法等は、長野県立総合リハビリテーションセンターへ
  TEL：026-296-3953(作業療法科　竹内作業療法士)
- 貸出の申込み窓口は、長野県難病相談支援センターへ
  TEL：0263-34-6587　住所：松本市旭 2-11-30

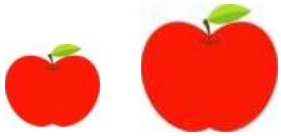

R８．４